

会 議 録

1 会 議 の 名 称	産業建設常任委員会
2 日 時	令和 元年 6 月 1 8 日 (火) 午後 1 時 3 0 分 開会 午後 1 時 4 7 分 閉会
3 場 所	第 2 委員会室
4 出 席 者 (6 人)	大山 学 田中志摩子 長嶋 一樹
	安藤 玄一 山田 昌紀 八島 満雄
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	0 人
8 事 務 局	参事 (兼) 次長 主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第5号 奥山等の杉・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税
で計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める
陳情

結 果 不採択

午後1時30分 開会

○委員長【大山学議員】 ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は、配付してあります次第により進行いたします。

それでは、「陳情第5号、奥山等の杉・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税で計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【長嶋一樹議員】 それでは、陳情第5号について、意見を申し上げます。

森林環境税及び森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みのもとにおける、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成及び災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を、安定的に確保する観点から創設されたものであります。令和元年度から先行して開始される森林環境譲与税の用途については、間伐や林道などの路網といった森林整備に加え、森林整備を促進するための人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充てなければならないこととされております。また、神奈川県は、県全体が都市地域であることから、森林整備に加え、木材利用を積極的に促進し、CO₂を固定することを重要なポイントとして考えています。さらに、独自課税である水源環境保全税との両立により、県全体の森林をカバーしていきたいと考え、水源環境保全税により森林整備が行える区域については、森林環境譲与税を使用しない方針の協力を求めています。伊勢原市では、税の目的を踏まえ、国や県の考え方も考慮して、譲与税の用途として、森林整備に必要な林道等の維持管理に使用し、さらに、木材利用については、短期的には伊勢原市の木材を利用した学習机を市内小中学校へ普及させる費用に使用するとともに、中長期的には公共施設の整備に使用していくこととしております。

このような観点から陳情の趣旨を見ると、一般社団法人日本熊森協会が、国産林業の振興等をめざしていることなどには、敬意を表するところでありますが、伊勢原市は環境譲与税の用途について、既に対応を整理していますし、森林環境教育にも、従来から積極的に取り組んでいます。また、大きな面積の皆伐は、土砂流出などの自然災害に結びつく危険性があるところから、本陳情に反対いたします。

以上です。

○委員【安藤玄一議員】 「陳情第5号、奥山等の杉・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税で計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情」について、意見を述べます。

日本の国土面積の3分の2は森林であり、その4割は杉やヒノキなどの人工林で占められております。杉は全体の18%、ヒノキは10%。杉とヒノキだけで、日本の森林面積全体の4分の1を占めています。ちなみに、本市における森林全体に対する人工林の比率は48.82%で、約5割となっております。杉は成長が早く、伐採、再造林、伐採という森林サイクルを続けやすいとされており、林野庁の資料を見ると、成長が早く、40年程度で伐採適齢期を迎えるとされています。ただし、伐採しても、格安の輸入木材に勝てないために、伐採されずに残ったままの森林が多く存在しているのも問題視されている現状であります。

今回の陳情の意図は、こうした問題に対し、国では森林環境税や譲与税の法律を創設し、新たな税金を国民から毎年1000円徴収、その財源を森林事業の人材育成、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備等を進めていこうとしておりますが、そもそも海外からの輸入木材に勝てない放置人工林に金をかけるのは意味がなく、それならば、いっそのこと皆伐して、新たな天然林に戻していくべきだという主張であり、一理あるとは思いました。

現在、本市の森林所有者の状況は、約100haの森林を所有している大規模生産森林組合が5組合、10ha以上100ha未満の中規模生産森林組合が4組合、5ha未満の小規模所有者が125軒となっております。このような状況下、森林施業を共同化し効率的に行うため、市、森林組合、森林所有者等、地域全体で共同施行推進体制の整備や、間伐を初めとする森林施業に関する協議を行い、集落単位での森林施業の共同化を図っております。新たな森林環境譲与税の使途は、林道や登山道の整備、参道の改築等を検討しているとのことであります。森林整備については、神奈川県からの水源環境保全・再生市町村交付金や、水源の森林づくり協力協約推進事業補助金を活用し、森林整備を進めていくということです。人工林を天然林に戻していくべきであるとの考え方については一部賛同しますが、大前提として、所有者の意向を尊重し、植えるか、自然に任せるかの検討をする必要があると考えます。今後、市内の森林所有者、林業事業者、市町村等と十分連携し、造林の計画を立て、森林の条件に応じた今後の将来をしっかりと見きわめる必要があると思います。

以上のことから、陳情者の趣旨は十分理解するものの、天然林に戻す、戻さないは、その土地土地の状況を鑑みて、所有者と関係者、各自治体で判断すべきであり、また、譲与税の使途についても同様であるとの考えから、本陳情については不採択とさせていただきます。

○委員【山田昌紀議員】 それでは、陳情第5号について、私の意見を述べさせていただきます。

神奈川県では、50年先の神奈川県の森林のめざす姿として、かながわ森林再

生50年構想を作成しています。この構想では、広葉樹林の再生、人工林から混交林への転換、人工林の再生を柱としており、ブナやモミなどの高標高域を象徴する多様な樹種と階層を持った自然林になるように、手入れ不足で荒廃した人工林を間伐し、自然力により広葉樹を導入して、混交林や巨木林、広葉樹林に誘導することとしています。

陳情趣旨には、林業採算のとれない放置人工林は、間伐ではなく、一定面積を皆伐し、天然林に戻していくべきだとありますが、森林は多様な機能を有しているため、土砂流出防止の観点から皆伐は望ましくないと考えます。現在、本市では、集落周辺環境整備事業として、補助率100%の神奈川県水源環境保全・再生市町村交付金を活用し、手入れ不足により荒廃した森林を、針広混交林化を目標林型として整備を行っております。本市の森林環境譲与税に関しては、森林整備に必要な林道等の維持管理、本市の木材を利用した学習机を市内小中学校へ普及させる費用、公共施設の整備など、税の目的を踏まえ、国や県の考え方も考慮し、譲与税の使途を整理しております。このことから、陳情趣旨の2項目、森林環境譲与税の使い方に関しても、そぐわないと考えます。

よって、陳情第5号に関しては、不採択といたします。

○委員【八島満雄議員】 「陳情第5号、奥山等の杉・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税で計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情」に対して意見を述べます。

このたびの森林環境税の創設に当たり、この税の使い道については、明確に定めております。1つとしては、人材育成及び担い手の確保、2つ目は、木材利用の促進や普及啓発に充てなければならないとされています。国では、日本の山々、つまりは森林が荒廃し、人工林が充実した主伐期を迎えていると言われています。しかしながら、その人工林の管理手不足や所有者の経営への意欲低下もあるせい、人工林は荒廃したまま、山々の生態系にすら影響を与えていると思われます。

今回の森林環境税は、国民一人一人の住民税の均等割納税者の年額1000円を徴収するものであり、平成36年度からの課税となりました。それまでは、譲与税の先行するに当たっての原資は200億円で、交付税の借入金で賄い、平成31年度から開始する直近の税の使い方であり、森林現場の課題に早期に対応する観点から始まるものであると理解しています。さらには、平成17年に発効した京都議定書に基づく、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた、必要な森林吸収量の確保に必要となる間伐等を推進する予算計上であり、日本各地の森林を守る早急な具体化が望まれているものと考えます。もう少し述べるならば、森林の有する地球温暖化防止への排出の機能や、災害防止、国土保全、水源涵養等のさまざまな公益的な安定的整備が、国民に広く恩恵をもたらし、また、適切な森林整備、管理を進めることは、国土や国民の生活や命を守るものにつながるものと思います。森林現場の課題に対応するために、現場に近い市町村が主体となって森林を集積し、自然条件が悪い森林については、市町村が管理システムを先行し森林整備をすることが望ましいと思います。

以上のことから、陳情趣旨は十分理解できますが、この税制の創設趣旨からは、まだほど遠い目標であると思いますので、当面の課題解決を優先する意味で、この陳情に反対の意見を述べます。

以上です。

○委員【田中志摩子議員】 それでは、「陳情第5号、奥山等の杉・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税で計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情」について、私の意見を述べさせていただきます。

日本の森林面積は2512万haで、国土の約67%を占めており、構成は、原生林、二次林、人工林で構成されています。原生林は、収穫のための人為的な伐採や、風水害や山火事などの自然災害をこうむることなく成長し、自然の力で形成された森林で、二次林は、人為的あるいは自然災害などによって攪乱を受けた跡に、自然の力によって樹木が成長して形成された森林を指し、里山や雑木林等が、この二次林に当たります。人工林は、建築用材等として利用することを目的として、杉、ヒノキ、カラマツなどの針葉樹を中心に、苗木の植栽から下刈り、枝打ち、間伐などと定期的に人の手を入れながら守られてきた経緯があります。しかし、一方で人工林は、個人や企業などが所有し、日本の森林の約4割を占め、陳情者の言われるように、間伐もされず、荒廃した人工林が蓄積されているのが現状です。

本年3月、パリ協定の枠組みのもとにおける温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が創設されました。これは、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てるとされ、その用途等を公表しなければならないこととされています。神奈川県では、全体が都市地域であることから、税の目的を達成していくためには、森林整備に加え、木材利用を積極的に促進し、CO₂を固定することが重要であるとの考えを示しています。また、神奈川県独自課税である水源環境保全税との両立により、神奈川県全体の森林をカバーすることを考えているため、水源環境保全税により、森林整備が行える区域については使用しない方針が示されました。

伊勢原市の森林整備については、両税と県の水源環境保全・再生市町村交付金や、水源の森林づくり協力協約推進事業補助金をあわせ活用し、森林整備を進めていくこととなります。かながわ森林再生50年構想では、広葉樹林の再生、人工林から混交林への転換、人工林の再生を柱として、奥山となる標高800mより高い標高の森林をブナ林などの自然林を再生するゾーンと位置づけ、ブナやモミなどの高標高域を象徴する多様な樹種と階層を持った自然林になるように誘導することとしており、この事業の中で、伊勢原市内の手入れ不足の人工林を間伐し、あいた空間に広葉樹を導入し、針葉樹とまじる針広混交林に誘導する森林整備を行っています。また、本市として、税の目的を踏まえ、国や県の考え方を考慮し、譲与税の用途を整理し、今後の取り組みを計画しています。森林関係では、

森林整備に必要な林道等の維持管理に使用する、木材利用として、短期では伊勢原市の木材を利用した学習机を市内小中学校へ普及させる費用に使用する、中長期には、公共施設の整備に使用し、観光、土木、建築、教育等に係る費用への活用をしていくこととしています。

陳情者の言われる、山の保水力回復、大雨でも崩れにくい、災害に強い森づくり、野生動物たちの餌場を山奥に復元することによる、すみ分けの復活、杉、ヒノキ花粉症の軽減について、趣旨はわかるところではございますが、国の方針に基づき、県の協力のもと、本市としても目的達成に向け取り組むこととしておりますので、注視してまいりたいと思います。

よって、本陳情は不採択といたします。

○委員長【大中学議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は、不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

○委員長【大中学議員】 挙手なし。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【大中学議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

午後 1 時 4 7 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和元年 6 月 1 8 日

産業建設常任委員会
委員長 大 山 学